

第1. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の27第2項及び大津市外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成20年条例第44号)第2条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)

(1) 包括外部監査対象

大津市企業局の所管する水道・ガス事業の事務の執行及び事業の管理について

(2) 包括外部監査対象期間

平成27年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

ただし、必要に応じて過年度及び平成28年度の一部についても監査対象とした。

3. 事件を選定した理由

近年少子・高齢化による人口減少、産業構造の変化に起因し、地方公営企業の経営環境は今後ますます厳しいものになることが予想される。需要の減少に歯止めがかからず、将来の経営基盤が脅かされており、地方公営企業の事業継続の危機ともいえる状況である。

一方、地方公営企業の事業特性上、また品質に対する高い要求を満たすためには、厳しい経営環境にあっても、設備等の更新・耐震化・長寿命化への多額の投資が不可避でもある。更に、平成26年度からの新地方公営企業会計の導入により、隠れた負債(簿外債務)が財務諸表に計上され、みなし償却制度の廃止や減損会計の導入により、保有資産の価値が明らかとなっている。

新地方公営企業会計の導入と合わせ、現在の地方公営企業には、財政状態を正確に把握し、これを市民(受益者)に開示して理解を求めることの重要性がこれまで以上に高まっていると考えられる。

地方公営企業にとって、最も重要なことは事業を継続し、安心・安全なサービスを安価に提供することであり、今後受益者に適正な負担を求める、サービ

ス水準の適正化を図る、業界再編を促す（広域化など）ことなどを検討することが求められており、同時により一層の経営合理化を図ることが求められる。

大津市では、水道事業会計、下水道事業会計、ガス事業会計を含む企業局に同じ公営企業管理者が設置され、一体的に事業運営が行われている。中でも、原則として独立採算が求められる水道事業、ガス事業は今後の人口減少社会、ガス小売自由化を控え、中長期の経営環境はますます厳しくなることが予想され、事業の継続性が確保されるかという点について、特に慎重な判断と的確な経営方針が求められる事業であると考えられる。このため、大津市企業局、中でも水道事業、ガス事業を対象としてその財務事務の執行を監査テーマとすることが、市民（受益者）のニーズにも沿い、時宜を得たものであると判断した。

以上を踏まえ、「大津市企業局の所管する水道・ガス事業の事務の執行及び事業の管理について」を、平成28年度の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

なお、下水道事業における下水道使用料は、水道料金と一体で徴収されることから、監査対象に含めている。

4. 包括外部監査の実施期間

自 平成28年7月4日 至 平成29年3月10日

5. 監査の要点

- ・ 水道事業及びガス事業の運営が法令等に準拠しているかどうか。
- ・ 水道事業及びガス事業の経営が効率的、効果的に行われているかどうか。
- ・ 水道事業及びガス事業の財務事務が適正に行われているかどうか。
- ・ 水道事業及びガス事業が事業継続性の観点から実現可能性を持った将来計画の下、運営されているか。

6. 主な監査手続

- ・ 関係法令、条例、規則等の根拠規程の確認
- ・ 関連資料の閲覧
- ・ 担当者への状況聴取
- ・ 質問書の回答入手及び内容分析
- ・ 管理台帳の閲覧、必要に応じて関連資料と照合

7. 包括外部監査人を補助した者

公認会計士	堀 重樹	公認会計士	菊池健太郎
公認会計士	吉持 豪人	公認会計士	森谷 祥
公認会計士	金山 宗和	公認会計士	亀田 真之
公認会計士	皿池 力	税 理 士	今井 正人

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。